

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるもので、人権にかかわる重要な問題である。

本校は、児童一人一人の人権を守り尊厳を保持する目的の下、国・市・地域住民・家庭その他の関係者が連携しながら、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第13条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために学校いじめ防止基本方針を策定する。

（定義）

法第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（基本理念）

法第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

Ⅰ いじめに対する基本姿勢

本校においては、法の定義に則り、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、児童の実態に応じた取組を図る。また、市や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

（Ⅰ）自校の課題

- ・ 自分の気持ちを伝えることが苦手な児童がおり、それが原因でトラブルに発展することがある。
- ・ 相手の気持ちを考えずに、傷つける言動をとってしまうことがある。

（学校及び学校の教職員の責務）

法第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所等その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(2) 学校としての役割

① いじめ対策組織の設置

- ・組織的な対応：担任一人に問題を抱え込ませず、学校全体で情報を共有し、方針を決定する。
- ・基本方針の策定：自校の状況に合わせた「学校いじめ防止基本方針」を作成し、全職員で共有する。

② 「未然防止」と「早期発見」の仕組みを動かす

- ・定期的な実態把握：全児童を対象としたアンケート調査や面談を定期的に行う。
- ・道徳教育等の充実：授業を通じて「いじめは許されない」という共通認識を児童に徹底する。

③ いじめ確認時の「迅速な解消」と「調査」

- ・事実確認と報告：速やかに事実を調査し、教育委員会等の学校設置者に報告する。
- ・被害者の保護と加害者の指導：被害児童を徹底して守り抜くとともに、加害児童には毅然とした指導を行い、状況によっては警察等と連携する。

(3) 教職員としての役割

① いじめの早期発見（アンテナを張る）

- ・変化の察知：休み時間の様子、SNSでのトラブル、成績の急落、身なりの乱れなどに注意を払う。
- ・相談への誠実な対応：児童や保護者から相談を受けた際、それを「些細なこと」とせず、真摯に聞き取る。

② 「抱え込み」の禁止と組織への報告

- ・即時報告：いじめを確認、または「疑い」があると感じた段階で、一人で解決しようとせず、速やかに学校の対策組織（校長や教頭など）に共有する。

③ いじめの禁止と毅然とした指導

- ・即時介入：いじめの現場を目撃した際は、その場ですぐに制止する。
- ・教育活動を通じた防止：授業などを通じて、児童に「いじめは絶対に許されない」「傍観者にならない」という意識を根付かせる。

④ 被害児童の守り抜きと加害児童への指導

- ・被害児童の保護：寄り添って不安を取り除き、安全を確保する。
- ・加害児童への対応：毅然とした指導を行い、自身の行動を深く反省させ、再発を防止する。

⑤ 教職員間で組織的な連携を図り、組織としていじめ問題に対応する。

(4) 保護者としての役割

(保護者の責務)

法第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

① いじめを防止するための規範意識の育成

- ・命の尊厳を教える：学校と連携し、他人の心身を傷つけることの重大さを理解できるようにする。
- ・SNS等の適切な利用：学校と連携し、ネットいじめを防ぐため、スマートフォンやSNSの使い方を家庭で管理・指導するようにする。

② 子供の様子の変化を察知

- ・異変への気づき：学校と連携し、「学校へ行きたがらない」「服や持ち物が汚れている」「急にお金や物が必要になるといった変化の把握に努めるようにする。
- ・対話の確保：日頃から子供とコミュニケーションを取り、何でも相談できる関係を築くようにする。

③ 学校や関係機関への協力

- ・適切な報告：いじめの事実を把握した際は、速やかに学校や設置者（教育委員会など）に伝え、対応を求めるようにする。
- ・指導への協力：自分の子供がいじめに関わっていた場合、学校の指導や事実確認に協力し、再発防止に努めるようにする。

2 いじめの未然防止のための措置

① 道徳教育の充実と「心」の育成

- ・命の尊厳を教える：授業などを通じて、自分や他人の命・人権を大切にする心を養うようにする。
- ・道徳教育の推進：学校教育活動全体を通じて、児童の規範意識（やっていいこと悪いことの区別）を高めるようにする。

② インターネット上のいじめへの啓発

- ・情報モラル教育：SNSやインターネットでの誹謗中傷がいじめに繋がることや、その危険性について正しく理解させる教育を実施する。
- ・保護者への啓発：家庭でのネット利用ルール作りを促すなど、保護者に対しても啓発活動を行う。

③ 良好な人間関係の構築と環境整備

- ・集団づくり：児童が互いに尊重し合い、認め合える集団活動（学校行事やグループ学習など）を促進する。
- ・自己有用感の育成：一人ひとりの児童が学校に居場所を感じられ、「自分は役に立っている」と実感できる場面を作る。
- ・早期の「芽」への対応：いじめに至る前の「悪口」や「冷やかし」などの段階で、教職員が即座に指導し、芽を摘み取るようにする。

3 いじめの早期発見のための措置

① 定期的な実態調査（アンケート調査等）の実施

- ・定期的なアンケート：児童に対して、記名・無記名などの形式を工夫し、年複数回のアンケートを実施する。
- ・「いじめ」を定義して聞く：嫌な思いをしていないか、具体的な事例を挙げて聞きやすい工夫をする。

② 談体制の整備と周知

- ・相談窓口の設置：スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、担任以外の専門家に相談できる体制を整える。
- ・24時間体制などの活用：「24時間子供SOSダイヤル」などの外部相談機関を児童や保護者に周知する。

③ 日常的な観察と情報の共有

- ・多角的な観察：授業中だけでなく、休み時間、登下校時の様子、SNS上の動き、成績や身なりの変化などに注意を払う。
- ・情報の集約（情報の可視化）：些細な「違和感」であっても、一人の教員が抱え込まず、「学校いじめ対策組織」に情報を集約し、複数の目で分析する。

④ 家庭・地域との連携

- ・保護者からの情報収集：家庭での様子（食欲、睡眠、登校へのしぶり等）を共有してもらえよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。

4 いじめに対する措置

① 被害児童を徹底して守る

- ・安全の確保：被害児童が安心して教育を受けられるよう、教室以外の場所で学習を認めたり、登下校の安全を確保したりする。
- ・寄り添いと支援：心理的なケアを行い、「あなたは悪くない」というメッセージを伝え続ける。

② 速やかな事実確認（組織的な調査）

- ・抱え込まない：担任一人で解決しようとしせず、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校全体で対応する。
- ・公平な聞き取り：被害・加害の両者、および周囲の児童から個別に事情を聞き、客観的な事実関係を把握する。

③ 加害児童への指導と保護者への連絡

- ・毅然とした指導：いじめを即座にやめさせ、その行為の悪質さを理解させる。
- ・保護者連絡：学校が間に入り、双方の保護者に対して事実関係を正確に伝え、迅速に連携する。

④ 教育委員会等への報告と外部連携

- ・設置者への報告：いじめの事実について、速やかに教育委員会などの学校設置者に報告する。

⑤ 解消の判断と見守り

- ・解消の定義：「いじめ行為が3ヶ月以上止んでいること」かつ「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」を基準に判断し、その後も継続して見守りを行う。

(いじめに対する措置) いじめ防止対策推進法23条フロー

児童がいじめを受けていると思われるとき

いじめの事実の有無を確認

検討結果を教育委員会に報告

いじめを受けた児童・いじめを行った児童双方から丁寧に話を聞き、「いじめの定義」にあてはまるかを確認する。

いじめがあったことが確認された場合

- いじめをやめさせる。
 - 再発防止をするため、複数の教職員によって、SC、SSW等の専門的な知識を有する者の協力を得つつ、
 - ① いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援
 - ② いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言①②を継続的に行う。
- ※ 必要があると認めるときは、いじめを行った児童等をいじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所で学習を行わせる。

上記①②を行うにあたっては、保護者間で争いが起きることのないよう、いじめ事案に係る情報を保護者と共有する。

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものは所轄の警察署と連携して対処する。
- 児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

児童生徒に関すること		教職員に関すること	
期日	活動内容	期日	活動内容
【前期】			
4月	学校いじめ防止基本方針について (学校通信等を通して周知)	4月	職員会議 (児童理解)
5月			
6月	いじめに関するアンケート 教育相談①	5月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の 検討・いじめ問題に関する研修
7月			
8月			
9月	いじめ防止強化月間 全市一斉アンケート・面談 道徳 (いじめ問題に関する取組) 保護者懇談会①	7月	職員会議・いじめ問題に関する研修 (前期前半の取組みの点検、評価、9月い じめ防止強化月間取組の確認等)
【後期】			
10月	保護者懇談会② いじめに関するアンケート 教育相談③	11月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の 検討・校内研修 (アンケート結果を基にし た取組の確認等)
12月			
1月		12月	職員会議 (取組の点検・評価等)
2月		2月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の 検討・校内研修 (アンケート結果を基にし た取組の確認等)
		3月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の 検討・職員会議 (1年間の取組の点検・評 価、児童理解等)

6 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 校内いじめ問題対策委員会

(学校におけるいじめ防止対策のための組織)

法第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

① 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針の内容確認
 - ・ 基本方針に基づく年間計画の作成・実行、校内研修の企画・実施
 - ・ いじめの相談・通報の窓口、情報の収集・整理・記録
 - ・ いじめの疑いに関する情報があった場合、緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係児童生徒へのアンケート調査や聴き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定、保護者との連携
 - ・ いじめの認知
 - ・ 基本方針の点検、チェックリストの点検、いじめ対策の取組の効果をPDCAサイクルで検証
 - ・ いじめ重大事態の調査が学校主体の場合の調査組織の母体
- ※ SC・SSW等、常に会議に参加できない委員には、会議録等を活用し、情報共有を行う

② 校内いじめ問題対策委員会

- 校長 ○ 教頭 ○ 教務主任 ○ 生徒指導主事
- 養護教諭 ○ 各学年生徒指導担当
- スクールカウンセラー ○ スクールソーシャルワーカー ○ スクールサポーター

※ 校内いじめ問題対策委員会は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長のほか、委員の半数以上の出席により定期的に開催する。ただし、緊急の対応が必要な場合は、校長の判断により、半数以上の出席がなくても臨時に開催することができる。

欠席した委員に対しては、会議の議事録を共有するものとする。また、外部関係者が欠席した場合は、必要に応じて専門的観点からの意見を後日聴取するものとする。

また、会議録には、開催期日、出席者、課題及び審議内容を記載するものとする。

③ 校内いじめ問題対策委員会活動計画

※ 定例会は少なくとも月に1回以上行う

(2) 関係機関・相談機関との連携

① 連携の必要性

次のような状況がある場合、指導の効果を見極め、適切な時期に適切な関係機関と連携を図る。

- ・ 心理的なケアが必要であると判断した場合
- ・ 児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じられるおそれがある場合
- ・ 被害児童の安全が脅かされるおそれがある場合
- ・ 児童や保護者が、教職員には相談しにくい状況にあると判断した場合
- ・ 問題行動を繰り返す児童の処遇や、家庭環境に配慮を要する児童の対応に関する場合
- ・ 学校間・異年齢にまたがる集団による場合 等

② 連携のための配慮事項

- ・ 関係機関・相談機関との連携は、校長が判断し、学校の指導体制の一環として行う。
- ・ 学校が関係機関から連絡を受けた場合は、校長が教育委員会に報告する。
- ・ 安易に関係機関や相談機関に依頼したり、連携後にまかせっきりになったりしないようにする。
- ・ 保護者に関係機関・相談機関を勧めるときは、その不安な気持ちを十分に受け止め、保護者が学校や教職員に不信感を生まないように配慮する。

7 重大事態とは

(重大事態の定義)

法第二十八条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめ重大事態への対応

- ① いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）に準じた対応を行う。